

2019年度 西日本こども研修センターあかし

児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修<前期> (実施要項)

1 目的

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき、以下の点を到達目標として本研修を実施する。

- ・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを指導することができる。
- ・適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる。

2 対象 児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者 *委託契約に基づく受講となります

3 定員 80名
各自治体から3名以内の申込みとしてください。定員を超過した場合、各自治体の受講人数を調整させていただきますことがあります。自治体内で優先順位がある場合は、参加申込の際に備考欄に順位を記載してください。

4 期間 2019年(令和元年)10月2日(水)～10月4日(金)(3日間)

5 会場 あかし保健所 2階 201会議室 (兵庫県明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7)

6 内容

	時間	科目	講師	内容
1 日目 午後	12:00	【開会式】		開会挨拶
	12:30			オリエンテーション
	12:30	【振り返り】 スーパーバイズの振り返り	-	到達目標に基づき、参加者自身のスーパーバイズの実践を振り返る。
	13:00			
	13:00	【講義1】 子どもの権利擁護と 児童家庭福祉の現状・課題	浜田真樹 (浜田・木村法律事務所)	子どもの権利擁護と児童家庭福祉の動向と課題について理解を深める。
	14:30			
	14:45	【演習1】 子ども家庭支援のための ケースマネジメント	後藤慎司 (大分県こども・女性 相談支援センター)	模擬事例をもとに、ケースの見立てや支援方針の設定のあり方を学ぶとともに、部下にスーパーバイズする際のポイントについても理解を深める。
17:45				
17:45	【意見交換・振り返り】	-	受講生同士で意見交換	
18:15			本日の研修から得られたことについて振り返る。	

	時間	科目	講師	内容
2日目午前	9:30	【演習2】 子どもの面接・家族の面接	中垣真通 (子どもの虹情報研修センター)	子どもや家族との面接のあり方についてロールプレイ等の演習を通して学ぶ。
	11:00			
	11:15	【演習3】 子ども虐待対応1 —特別な支援が必要な事例の理解—	稲垣由子 (甲南女子大学)	代理によるミュンヒハウゼン症候群、医療ネグレクト、AHT (SBS) 等、医療機関との連携を中心に特別な支援が必要な事例について、模擬事例を通して理解を深め、対応の実際を学ぶ。
2日目午後	12:45			
	13:45	【演習4】 社会的養護におけるファミリーソーシャルワーク	橋本達昌 (児童家庭支援センター—陽)	社会的養護ケースにおける家族関係調整等のあり方について講義や模擬事例を通して理解を深める。
	15:15			
	15:30	【演習5】 子ども虐待対応2 —性的虐待への対応—	岡本正子 (大阪府衛生会附属診療所)	模擬事例をもとに性的虐待ケースへの対応について理解を深める。特に、被害児への措置等に関する説明のあり方や非加害親の面接について、ロールプレイ等を通して実際の対応を学ぶ。
	17:00			
	17:00	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	17:15			
3日目午前	9:30	【演習6】 社会的養護における自立支援	星野崇啓 (さいたま子どものこころクリニック)	アドミッションケア、インケア、リービングケア、アフターケア等社会的養護児童への支援について、模擬事例を通して検討する。
	11:00			
	11:15	【講義2】 スーパービジョンの基本	衣斐哲臣 (和歌山大学教職大学院)	児童相談所におけるスーパーバイズの基本的な考え方を理解した上で、職員の育成について学ぶ。
3日目午後	12:45			
	13:45	【演習7】 スーパービジョンの基本1	衣斐哲臣 (和歌山大学教職大学院)	スーパーバイズの基本の講義を受けて、部下へのスーパーバイズについてロールプレイ等の演習を通して実際の方法を学ぶ。
	15:15			
	15:15	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	15:30	【閉会式】		後期研修のオリエンテーション アンケート記入
	15:45			

【根拠法令】

法令 「児童福祉法第13条第8項」

告示 「児童福祉法第十三条第八項の厚生労働大臣が定める基準」(平成29年3月31日号外厚生労働省告示第131号)

通知 「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」(雇児発0331第16号平成29年3月31日)

通知 「児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大臣が定める講習会等の制定について(通知)」(雇児発0331号第2号平成29年3月31日)

7 費用 (法定研修)

受講者ひとり当たりの前期/後期ごとの委託料です。通年の委託料は倍額になります。

「児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修<前期>」

委託料 前期分ひとりにつき：27,000円(税込)

法定研修の実施に係る業務委託の費用です。受講前に締結する契約書に基づく費用負担をお願いします。契約書は、参加決定通知書に同封してお送りしますので、締結日と契約者名を記入し、押印の上、速やかにご返送願います。

* 「児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修」は、委託元である自治体が修了を判断します。センターからは出席状況の証明書を発行します。

振込先	金融機関名	日新信用金庫 (1689)
	店名	大久保支店 (004)
	口座番号	普通 0467312
		ザイ) アカシコドモザイダン リジチョウ ハマダ ジュンイチ
	口座名義	一般財団法人あかしこども財団 理事長 濱田 純一

8 申込期限 2019年(令和元年)8月21日(水)～8月30日(金)です。

※申込締切後、ご本人宛に参加決定通知書と契約書を郵送します。

9 申込方法

あかしこども財団のホームページ (https://akashi-kodomo-zaidan.jp/index.php/news_list)

の「お知らせ」に本研修についてのご案内を掲載しております。申込方法は、下記のとおりです。

① 西日本こども研修センターあかし児童相談所SV研修<前期>申込入力フォームによるお申込み

・「児童相談所児童福祉司SV研修<前期>申込フォーム」(<https://forms.gle/bTda89G6TwiXs5eE9>) に必要事項を記入して申し込みください。

* 入力できない場合は、②をご覧ください。

・QRコードからも「児童相談所児童福祉司SV研修<前期>申込フォーム」を開くことができます。



② 入力フォームやQRコードの読み取りができない場合は、「児童相談所児童福祉司SV研修<前期>申込フォーム(Excel版)」をダウンロードの上、必要事項を入力したものをメールに添付して kensyu@akashi-nkkc.jp 宛てに送信して申込をしてください。

なお、メール表題につきましては、【SV研修<前期>申込】と記載してください。

☆ ご不明な点がございましたら下記の〈問合せ先〉までお願いいたします。

10 個人情報の取り扱い

登録された個人情報は、当センターが行う、申込者との連絡、研修参加者に配布する参加者名簿の作成、業務統計、情報発信に使用します。それ以外の用途には、使用いたしません。

11 その他

事前課題の提出

参加型研修のため、事前課題の提出を求めています。受講決定通知等郵送時に詳細をお知らせします。

< 問合せ先 >

西日本こども研修センターあかし
(平日 AM8:55～PM5:40)

〒674-0068

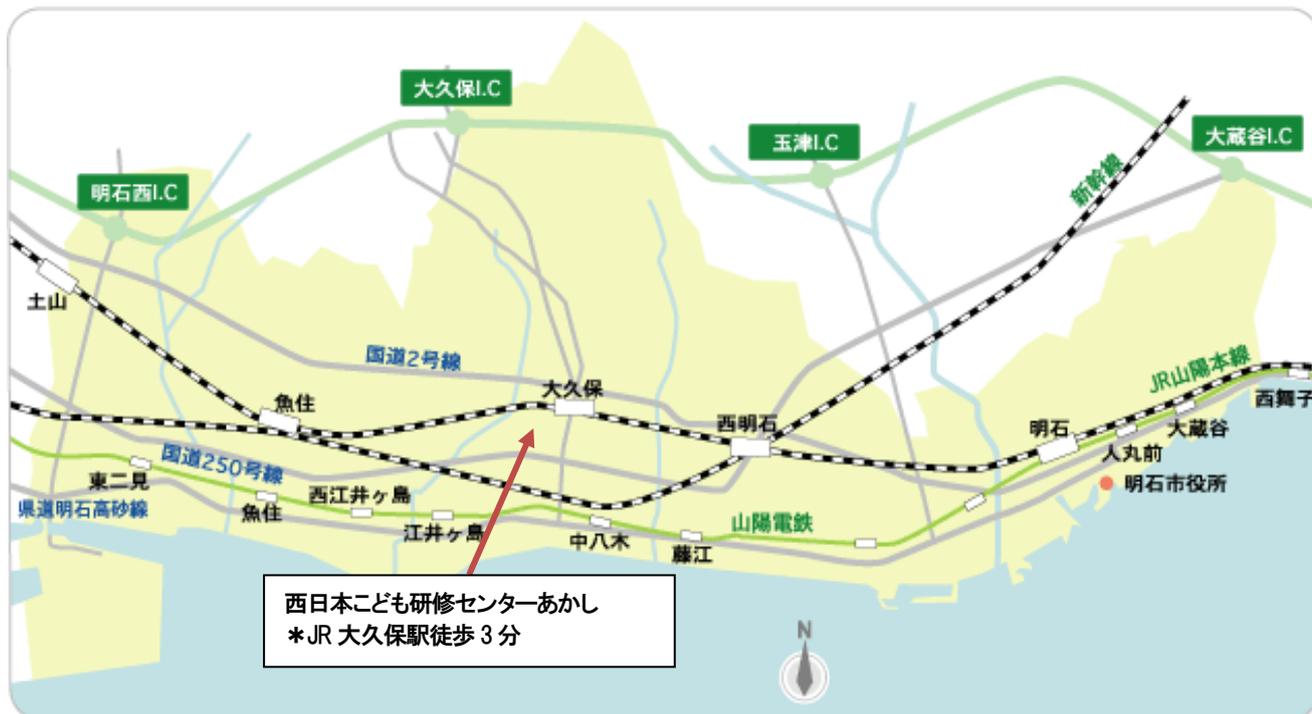
兵庫県明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7
(あかし保健所1F)

TEL078-920-9675 FAX078-920-9671

Mail: info@akashi-nkkc.jp

【担当】 和仁・井上

(地図)



(詳細)



(参考) 【宿泊施設情報】

明石観光協会のホームページをご覧ください。 (<https://www.yokoso-akashi.jp/stay>)

(参考) 通知 「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」
(雇児発 0331 第 16 号 (平成 29 年 3 月 31 日) より)

児童福祉司スーパーバイザー研修カリキュラム

コマ (90 分)

区分	科目	細目	コマ数
講義	1 子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利擁護 ○子ども家庭相談援助制度及び実施体制 ○社会的養護における自立支援 	1
	2 スーパービジョンの基本	<ul style="list-style-type: none"> ○スーパービジョンの目的、基本 ○スーパーバイズを受ける職員 (スーパーバイザー) のメンタルヘルス (バーンアウト等) ○スーパーバイズを受ける職員 (スーパーバイザー) の逆転移への対応 ○児童相談所内外のチームマネジメント ○スーパーバイズを受ける職員 (スーパーバイザー) のケースの管理 	1
	3 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ○ケースに関する情報把握のあり方 ○子ども、親、家族、地域のアセスメント ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースマネジメント (アセスメント・プランニング) とは ○ケースの問題の評価の方法 ○支援計画の立て方 ○子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方 ○ケースの進行管理・再評価 	2
	4 子どもの面接・家族面接に関する技術	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの面接・家族面接 (ロールプレー) 	1
	5 関係機関 (市区町村を含む) との連携・協働と在宅支援	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性 ○市区町村相談援助業務と児童相談所との協働 ○要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働 ○関係機関との協働と在宅支援 ○多職種連携のためのコミュニケーションの取り方 	1
	6 行政権限の行使と司法手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○司法関与に関する講義と演習 ○行政権限の行使と司法手続き ○親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、抗告、刑事告発、告訴等 	1

<p>演習</p>	<p>7 子ども虐待対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○初期対応の演習（ケースインテイク・情報収集・イニシャルリスクアセスメント・初期対応のプランニング） ○模擬事例による性的虐待への対応（2つの事例をディスカッション） ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証・検討 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）検証の理解 ○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） ○子ども虐待対応相談援助の基本原則（基本事項） ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング） ○子ども虐待事例の心理療法（トラウマ・アタッチメントを中心に） ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○虐待に関連する子どもの諸問題（不登校、非行など） ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○親・家族への対応、親・家族への支援 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネジメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症 候群、性的虐待、医療ネグレクト）の理解 ○乳児揺さぶられ症候群(SBS)、虐待による頭部外傷(AHT)への対応 	<p>4</p>
	<p>8 非行対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○非行相談事例のケースマネジメント（アセスメントと支援プラン） ○非行ケースへの介入のあり方 ○警察・司法などとの連携のあり方 ○特別な支援が必要な事例（性暴力、物質依存、放火等）の理解 ○重大事案に関する一時保護のあり方 ○少年法との関係性 	<p>1</p>

	<p>9 社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における永続腫・継続腫を担保するソーシャルワークのあり方 	2
	<p>10 スーパービジョンの基本</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○スーパービジョンの目的、基本 ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のメンタルヘルス（バーンアウト等） ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）の逆転移への対応 ○児童相談所内外のチームマネジメント ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のケースの管理 	3
講義	<p>11 子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの成長・発達と生育環境 ○子ども虐待対応 ○非行対応 ○障害相談・支援 	1
	<p>12 ソーシャルワークとケースマネジメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ソーシャルワーク ○子ども家庭支援のためのケースマネジメント ○児童相談所における方針決定の過程 ○関係機関との連携・協働と在宅支援 	1

合計19コマ